

令和6年3月25日

お客さま各位

特殊詐欺被害の防止に向けたATM取引制限について

当組合では、特殊詐欺の犯罪グループの手口が巧妙化し、被害が多発している状況にあることや、静岡県警察本部からの被害防止に向けた取り組み要請も踏まえ、下記のとおり、一部のお客さまのATMでのお取引を制限させていただくことといたしました。

対象となるお客さまにはご不便をお掛け致しますが、「お客さまの大切な財産をお守りするため」の対応でありますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

【振込制限】

対象年齢	適用条件	制限内容
65歳以上	過去1年間ATMでカード振込をしていない口座	0円

【出金・振込制限】

対象年齢	適用条件	制限内容
70歳以上	過去1年間ATMで20万円を超える出金取引※をしていない口座 ※現金出金、振替出金、振込出金	20万円

※既に利用を制限させていただいているお客さまについても、引き続き制限の対象となります。

2. 制限開始時期

2024年4月24日（水）

	2023年	2024年
判定期間	1/1 ~ 12/31	4/24 ~
制限適用日	1/1	4/24

※制限判定期間で実績を判定し、4月24日に制限を適用するまでにタイムラグが発生することにご留意ください。

2024年1月1日～4月23日の間に制限対象外となる取引を行った場合でも、判定期間外となるため4月24日に制限が適用されます。

3. その他

対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、誠にお手数ですが、通帳、お届け印及びご本人であることを確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）をご持参の上、制限適用後にお取引のあるJA窓口までお申し出ください。

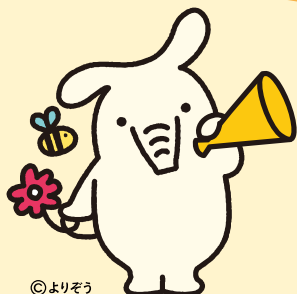
以上

【本件に関するお問い合わせ先】

静岡県信用農業協同組合連合会
営業統括部 窓口・融資事務グループ
電話：054-284-9670



ATM取引制限 のお知らせ



©よりぞう

JAバンク静岡では、お客さまの大切な財産を特殊詐欺から守り、安心してご利用いただくため、ATMによる「1日あたりの取引限度額」を設定しております。

65歳
以上のお客さま



過去1年間にATMで
カード振込をしていない口座

振込制限

ATMによる1日あたり
お振込限度額

0円

70歳
以上のお客さま



過去1年間にATMで1日あたり
20万円超の出金取引がない口座

※出金取引:現金出金、振替出金、振込出金

出金・振込制限

ATMによる1日あたり
ご利用限度額

20万円

◎取引制限の変更をご希望のお客さまは、制限適用後にJA窓口までお申し出ください。

**静岡県警察から
ご利用の皆さまへ**

ATM取引制限は、
特殊詐欺被害の防止につながります。
あなたの財産を守るため、
何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- サギ電話はあなたの家にも
きつとかかってきます!
- 電話で「保険料の戻り」
「キャッシュカード」の話が出たら、
直ぐに警察に通報してください!



JAバンク静岡

静岡県警察

